退職手当支給内申書									
					(元号	<del>1</del> / <sub>7</sub> )	年	月	日
		殿							
	所属長								
	岡山県職員の退取	戦手当に関する!	条例第		条の規定	どによる退職	手当を	支給して	<
	ださるよう証拠書類を	を添えて内申しま	す。						
		所属コード					- 市届領	 電話番号	
	所属名 職 当 時 の						(	)	
所	属所在地	<b>=</b>						_	
退	職当時の職	名			退 職 (死亡)	(元号)	4	手 月	日
స్	り が な	職員番号			年月日				
氏	名						年齢	満	歳
温 =		有 (元号)		年	月	日から			
回去の 返職 チョ 叉 和 の 有 無 及 び そ の 期 間				年	月	日まで		年	月
		1 定年	2 応募	認定	3	身上の都合	4	1 死亡	
返り	職事由又は死因	5 任期終了	5 任期終了 6 その他( )						
退職後の職業又は勤務先		1 な し 3 公務員(退職日の翌日から)							
		2 民間会社等	2 民間会社等 4 公務員(退職の翌々日以降から)						
退職後の住所		T				電話番号		`	
(龙	と職手当送金先)					(		) –	
遺	族の氏名					職員との 続柄			
退職当時の月収額	給料表・級号給	• 級	号給						
	給料		円	. 備					
	教 職 調 整 額		円						
	給料の調整額	有 • 無	円						
	合 計		円						

退職手当支給内申書							
岡山県教育委	- 員会 殿	<ul><li>(元号) 令和 ○</li><li>氏名は不要</li><li>(あっても差し支えない)</li></ul>	年 〇 月 〇 日 退職日				
	所属長	備前市立○○小学	卢校長				
岡山県職員の退職手当に関する条例第 3 条の規定による退職手当を支給してく							
ださるよう証拠書類を添えて内申します。 次頁の「適用条」を参照の上、記入すること							
所属名 退職当時の	所属コード 2 A 〇 〇 〇	前市立○○小学校	所属電話番号				
所 属 所在地	〒 705-0022 備前市	会計年度任用職員(フルター) 「会計年度任用職員」と記入					
退職当時の職	名 教 諭	退 (死亡) (元号) <b>令和</b> 年月日	○年○月○日				
\$ 9 % A		びぜん じろう	   年齢   満 〇 歳				
氏 名	087654	備前 次郎 					
過去の退職手当支給 の有無及びその期間	. 有	年 月 日から   年 月 日まで	年   月				
退職事由又は死因		認定 <b>③</b> 一身上の都合 その他( )	記入漏れに注意				
1 な し   ③ 公務員(退職日の翌日から 市費教員(退職手当通算しない職) )     退職後の職業又は勤務先   2 民間会社等 4 公務員(退 + + の ほんいますにおける口(するか)							
退職後の住所	<b>=</b> 705−0021	便物の届く実家等を					
(退職手当送金先)	備前市西片	上2-3-4 (086)	9) 64-\\\				
遺族の氏名	***************************************	給料表の記入 ※会計年度任用職員(					
給料表・級号給	・ ・ ・ ・ ・ 2級 ○号給・						
退 織 給 料	Н	   特別支援学校の教育職給料   種の特別支援学級・通級担当					
お 職 調 整 額	H						
り	f 無	「給料」「教職調整額」「給料 <i>0</i> 「給料」「教職調整額」「給料 <i>0</i> 額は空欄とすること	)調整額」「合計」の金				
合 計	円						

## (5) 退職手当の種別

適 用 条	適 用 者	勤続期間	支給率等
3条	20年以上の自己都合 10年以下の定年(※) 公務外傷病 10年以下の任期終了(※) 10年以下の公務外死亡 10年以下の通勤災害による傷病(公務外) 勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83. 43年以上の自己都合 43年以上の公務外傷病 43年以上の任期終了(会計年度任用職員(フルタ	1~10年 11~15年 16~20年 21~25年 26~30年 31年以上 7/100 (調整率)	(支給率) 100/100 (〃) 110/100 (〃) 160/100 (〃) 200/100 (〃) 160/100 (〃) 120/100 (平成30年附則) (支給率×調整率) 給料月額の47.709
	19年以下の自己都合	1~10年の者 11~15年の者 16~19年の者 成30年附則)	20年以上の自己都 60/100 合の場合における 80/100 支給率×右の割合 90/100
4条	11~24年の応募認定 (45歳以上50歳未満) 11~24年の任期終了 (※) 11~24年の公務外死亡 11~24年の通勤災害による傷病 (公務外)	1~10年 11~15年 16~24年	(支給率) 125/100 (〃) 137.5/100 (〃) 200/100
	勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.	7/100 (調整率)	(平成30年附則)
5条	11~24年の定年(※)・応募認定(50歳以上) 25年以上の定年(※)・応募認定(45歳以上) 25年以上の任期終了(※) 25年以上の公務外死亡 25年以上の通勤災害による傷病(公務外) 公務上の死亡 公務上の傷病	1~10年 11~25年 26~34年 35年以上	(支給率) 150/100 (〃) 165/100 (〃) 180/100 (〃) 105/100
	勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×8		(平成30年附則)
	36年以上の定年(※)・応募認定(45歳以上) 36年以上の任期終了(※) 36年以上の公務外死亡 36年以上の通勤災害による傷病(公務外) 36年以上の公務上の死亡 36年以上の公務上の死亡		(支給率×調整率) 給料月額の47.709
5条の3	20年以上の応募認定,公務上の傷病・死亡(45歳以上で60歳に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者)	給料月額に定年 き3%加算	までの残年数1年につ

- ※ 支給率は、当該期間について1年当たりの支給割合である。
- ※ 支給率 (調整率を含む) …平成30年度~
- ※ 任期終了の会計年度任用職員(フルタイム)については、勤続期間にかかわらず、3条適用となる。
- ※ 60歳に達した日以降、非違によらず退職する者は、定年と同じ扱いとなる。
- ※ 上記の表をわかりやすくまとめたものが、175 頁の「退職手当事由別支給率表 (調整率を含む)」である。